

青森県公共事業再評価等審議委員会設置要綱

平成10年10月19日
改正 平成13年5月9日
改正 平成14年4月17日
改正 平成16年4月1日
改正 平成21年5月11日
改正 平成22年4月1日

(設置)

第1 青森県公共事業再評価実施要綱(平成10年10月19日制定。以下「再評価要綱」という。)に基づく公共事業の再評価及び青森県公共事業事後評価実施要綱(平成22年4月1日制定。以下「事後評価要綱」という。)に基づく公共事業の事後評価に関する審議を行わせるため、青森県公共事業再評価等審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 再評価要綱第6第1項の規定に基づき、県の作成した対応方針について審議を行い、審議結果に基づき、知事に対し意見を述べること。
- (2) 事後評価要綱第3第1号の規定による事業の選定を行うこと。
- (3) 事後評価要綱第6の規定に基づき、県の作成した評価結果について審議を行い、審議結果に基づき、知事に対し意見を述べること。

(組織)

第3 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 前項の委員のほか、知事は、特に必要と認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4 委員会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 農林水産関係公共事業に関する専門的な学識を有する者
- (2) 県土整備関係公共事業に関する専門的な学識を有する者
- (3) 社会・経済に関する専門的な学識を有する者
- (4) 環境に関する専門的な学識を有する者
- (5) その他、公共事業の評価に関して、地域の実情を理解し、公平な立場にある有識者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議の運営)

第 6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、会議の運営方法を定めた青森県公共事業再評価等審議委員会運営要領を定める。

(守秘義務)

第 7 委員等は、第 2 に規定する事務を処理する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 8 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(事務の特例)

第 9 再評価要綱第 6 第 2 項の規定により、県以外の事業実施主体が再評価を実施する事業について、第 2 第 1 号に定める事務を行う場合、「県」は「県以外の実施主体」に、「知事」は「当該事業の実施主体の長」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成 10 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。